

○人材投資促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩尻市商工業振興条例（昭和60年塩尻市条例第7号。以下「条例」という。）第3条第1号の規定に基づき、商工業振興対策事業（以下「補助事業」という。）として、予算の範囲内で塩尻市から塩尻商工会議所（以下「会議所」という。）へ負担金を交付し、商工会議所が補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例第2条に定めるところによる。

(補助金交付対象者の範囲)

第3条 補助金の交付を受けることのできる商工業者の範囲は、個人又は会社にあつては市内に事業所を有する者（市内に事業所を有することになる者を含む。）とし、中小企業団体にあつては団体を構成する者の2分の1以上が市内に事業所を有する者（市内に事業所を有することになる者が2分の1以上になる団体を含む。）とする。

(補助事業の種類等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、市内で実施されるものであつて、その種類、内容、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商工業振興対策事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、事業に着手する前に会議所会頭に申請しなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書（補助事業の種類により、その都度定める様式による。）
- (2) 市税等の納税証明書
- (3) その他会議所会頭が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 会議所会頭は、申請書を受理したときは、その内容を審査した上交付の可否を決定し、

商工業振興対策事業補助金交付／決定／却下／通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、商工業振興対策事業／変更／中（廃）止／届出書（様式第3号。以下「変更・中（廃）止届出書」という。）にそれを証する書類を添付して直ちに会頭に届け出るものとする。

- (1) 申請書に記載した事項に重大な変更が生じたとき。
- (2) 当該事業を中止又は廃止したとき。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、商工業振興対策事業実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、速やかに会議所会頭に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（補助事業の種類により、その都度定める様式による。）
- (2) 領収証の写し等の当該補助事業に伴う支払額を証する書類
- (3) その他会議所会頭が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 会議所会頭は、実績報告書を受領したときは、その内容等を審査した上交付する補助金の額を確定し、商工業振興対策事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金は、前条の規定による額の確定後に、交付するものとする。ただし、会議所会頭は、必要と認めた場合は、当該事業の内容を精査し、概算払いをすることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 会議所会頭は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則第16条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 法令等に違反して事業を実施したとき。
- (3) 納付すべき市税等を滞納しているとき。
- (4) 操業又は営業を取りやめたとき。
- (5) 当該補助事業に係る資金の返済、賃借料等を滞納しているとき。

(利用状況等の報告)

第12条 会議所会頭は、必要と認めるときは、補助事業者に対し利用状況等の報告をさせることができる。

別表（第4条関係）

補助事業の種類		補助事業の内容	補助要件	補助対象経費、補助率、 限度額等	備考
1 人 材投 資促 進事 業	県外在 住者雇 用促進 事業	雇用調整による解 雇や雇止めなどを防 ぎ、市内の人材投資活 性化を図るもの。	県外在住者の新 たな雇用に係る費 用であること。	県外在住者の採用に 際して、基本給に100分 の50を乗じて得た額以 内とし、2カ月分を限度 とする。	
	専門人 材活用 促進事 業	地域産業の活性化 を図るため副業によ る専門人材の活用を 促進するもの。	県外在住の個人 への委託契約に基 づく外部人材活用 に係る費用である こと。	外部人材への委託料 に際して、当該費用に 100分の50を乗じて得 た額以内とする。	
	出向人 材活用 促進事 業	雇用調整による解 雇や雇止めなどを防 ぐため、市内事業所間 での人材シェアリン グを促進するもの。	市内中小事業所 間で行う人材出向 並びに受け入れで あること。	出向人材に要する基 本給に100分の50を乗 じて得た額以内とし、2 カ月分を限度とする。	
	専門職 相談料 補助事 業	人材活用の促進に あたり、法整備等にか かる必要な費用を負 担し、企業間の雇用促 進、人材投資活性化を 図るもの。	本事業を除く人 材投資促進事業に 係る事業に際して、 必要な法整備等の ための費用である こと。	専門家（士業）に支払 う費用に100分の50を 乗じて得た額以内とす る。	

(注) 国、県等の補助事業に該当する事業については、補助率、限度額等に必要な調整を行
い、補助金の額を減額することがある。